

厚生労働省和歌山労働局発表
令和5年12月1日（金）

担 厚生労働省和歌山労働局
労働基準部監督課
監督課長 塩尻 公
当 過重労働特別監督監理官 福田 真二
電話 073(488)1150

令和5年度ベストプラクティス企業の取組を紹介します

～ 令和5年11月14日（火）労働局長が県内運送事業者と意見交換を実施しました ～

和歌山労働局長（^{まつうら なおゆき}松浦 直行）は、令和5年11月実施の「過重労働解消キャンペーン」の一環として、長時間労働削減など働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる「ベストプラクティス企業」に、和歌山県内で貨物自動車運送事業を営む^{ひかりうんゆ}光運輸株式会社（代表取締役 山田 大介）を選定し、令和5年11月14日、和歌山運輸支局とも連携し、同社及び同社の取引先企業である^{なんせい}南星運輸株式会社と意見交換を行いました。

当日は、働きやすい職場環境づくりにかける思いに始まり、トラックドライバーが休みを取得しやすい体制・環境づくり、取引先企業との綿密な連携などの取組内容について意見交換を実施しました（詳細は別紙のとおり）。

長時間労働削減等の働き方の見直しは、まず企業の自主的な取組が重要であることに加え、とりわけ貨物自動車運送事業では取引先企業その他荷主の理解・協力も必要となります。令和6年4月からの適用猶予業種等に対する時間外労働の上限規制の適用も踏まえ、和歌山労働局では、今回の意見交換で収集した企業の積極的な取組事例を広く紹介し、県内企業の働き方改革の推進に向けた社会的気運の醸成を図っていきます。

労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換

1 ベストプラクティス企業の概要

光運輸株式会社（代表取締役 山田 大介）

本社：和歌山県和歌山市永穂 271

事業内容：貨物自動車運送事業

従業員数：117名（ドライバー101名）



2 取組の概要

(1) 休みを取得しやすい体制・環境づくり

- ・2車3人制の導入やシフト調整により、3週間に一度の4連休の実現
- ・男性の育児休暇取得実績 令和4年1名（取得率100%）・令和3年1名（取得率100%）

(2) 取引先企業との綿密な連携

南星運輸株式会社 和歌山営業所（和歌山県岩出市野上野 60番地1）との積極的なコミュニケーション・綿密な連携による長時間労働削減に向けた運行管理

令和5年11月14日(火)

和歌山労働局長がベストプラクティス企業と意見交換を実施しました

和歌山労働局(局長 松浦 直行)は、長時間労働削減など働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる令和5年度「ベストプラクティス企業」に、県内運送事業者として初めて「光運輸株式会社」を選定しました。そして、令和5年11月14日(火)和歌山労働総合庁舎会議室にて、同社の代表取締役、統括部長及び総務部長、そして同社の取引先企業である南星運輸株式会社も交えて、働きやすい職場環境づくりにかかる同社の思いや長時間労働削減等の取組内容について、意見交換を行いました。

光運輸株式会社



(本 社) 和歌山県和歌山市永穂 271
 (代 表 者) 代表取締役 山田 大介
 (事業内容) 貨物自動車運送事業
 (従業員数) 117名(内ドライバー101名)
 (U R L) <https://gr-hikari.co.jp>

働きやすい職場環境づくりにかける思い

和歌山市内で貨物運送事業を営む同社は、代表取締役 山田 大介氏が平成 24 年に現職に就任して以降、一貫して、求人を出さなくても人が集まる会社、ドライバーがドライバーとして長く働き続けることができる会社を目指してきました。その目標を実現するため、同社は、会社で現在働いている人たちが働きやすい職場環境を実現することが重要と考え、社員の満足度を上げる取組を積み重ねてきました。

結果、同社の従業員数は、平成 30 年には約 75 名だったところ、令和 5 年 11 月現在、117 名と大幅に増加。人が集まることにより、従業員の休みの調整も行いやすくなり、働きやすい職場環境に向けて好循環にもなっています。

今後、従業員の年齢層が上がることも見越した新たな業務の開拓など、同社は、働きやすい職場環境づくりに向けた取組を継続していくとのことです。



南星運輸株式会社 光運輸株式会社
 和歌山労働局 和歌山運輸支局



(左から、光運輸株式会社 千原統括部長、山田 大介代表取締役、山田総務部長)

取組 休みを取得しやすい体制・環境づくり

・ 2車3人制の導入やシフト調整により、3週間に一度の4連休を実現

2台のトラックを3人のドライバーで運行する2車3人制を導入・維持し続けることや運行シフトの組合せを工夫することにより、従業員が休みを取得したいときに休みが取れる体制・環境を整え、また、3週間に一度4連休となるシフトを実現。

・ 年次有給休暇付与日数の上乘せ

労働基準法改正により年5日の年次有給休暇取得が義務化された際、従業員が積極的に年休を取得できるよう、就業規則を変更し、法定日数に5日を上乘せした有給休暇を付与。

・ 育児休暇取得の積極的勧奨（男性の取得実績 令和3・4年各1名（取得率100%））

管理者から対象従業員に対して育児休暇取得を勧奨したり、機会をとらえて育児休暇制度の説明・周知を行ったりと、企業として積極的に育児休暇取得を推奨。結果、男性従業員が令和3年と令和4年に各1名（取得率100%）育児休暇を取得。

同社は、運送業が家族に負担がかかる業種で家族の理解や協力が必要だからこそ、育児休暇を始めとした休みを取得しやすい職場環境・体制づくりが重要と考えています。

従業員やその家族の目に入るよう、給与明細書と一緒に健康情報を毎月配布するなど、従業員の健康のためにも各種取組を行っているとのこと。



取組 取引先との綿密な連携

同社と取引先企業である南星運輸株式会社 和歌山営業所（和歌山県岩出市野上野60番地1）とで、運行状況などについて相互に積極的にコミュニケーション・綿密な連携を行い、計画的配車や状況に応じた配車の調整や荷の到着時刻の変更を行うなど、取引先企業と連携して長時間労働削減、安全運行に向けた運行管理を実施している。

南星運輸株式会社は、「傭車」や「下請」といった言葉を使わず、取引先を「協力会社」として、自社だけでは出来ない仕事を一緒に行う仲間とらえて良好な関係を築き、綿密に連携することで、互いに無事故で、働きやすい運行環境の実現を目指していると説明しました。